

【主な質問項目】

1. 川内原発再稼働について
2. 外郭団体への補助金・随意契約等について（含：指宿スカイラインの今後）
3. 県有地やインフラの有効活用について
4. Jリーグホームスタジアム整備について
5. 国家戦略特区・鹿児島空港の戦略的活用について

【質問本文】

1. 川内原発再稼働について

■ 質問（しもづる）

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

県民の皆様はこの県議会にお送りいただきまして早くも三年余りが経過いたしました。その間、七十を超える課が所管する県の広範な所掌事務を学ぶとともに、県政の課題につき、私なりに議論、そして提案させていただきました。

その中で気づくことがあります。それは、今、我々が議論していることは、その端を二十年、三十年、そしてさらにその以前に端を発するものもあるということであります。裏を返せば、今、我々が直面している課題について、もしも議論をおろそかにしたならば、二十年後、三十年後、そしてさらにそれ以降の子供たち、そして鹿児島の将来に大きな負の遺産を残してしまうということになります。逆に、今、我々が直面している課題にしっかりと向き合い、しっかりと知恵を出し、解決していったならば、二十年後、三十年後、そしてさらにその後の鹿児島によりよい大きな遺産を残すことができると考えます。

それを踏まえまして、早速質問に入ってまいります。

まず、川内原発再稼働に関し、三つの観点から計七点質問いたします。

一点目は、要援護者避難計画についてです。

平成二十五年八月に内閣府が策定した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針は、冒頭で、東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち六十五歳以上の高齢者の死者数は約六割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約二倍に上ったとあり、改めて要援護者避難計画の重要性がわかります。

しかし、要援護者避難計画が策定されていたとしても、体育館に運んで終わりでは、避難した方々を守れません。例えば、東日本大震災における福島県内の被害を見てみると、震災・津波で亡くなった方が千六百七名、それに対し、避難生活やそのストレス等で亡くなった震災関連死が、ことし三月末現在で千七百四名、つまり、福島県内では震災・津波で亡くなった方よりも、震災・津波そのものからは生き残ったけれども、その後の避難生活で亡くなった方のほうが多いということになります。我々は、この現実を目の当たりにした者として、そして鹿児島県民の命を守るべき立場にある者として、同じことを繰り返し

てはなりません。

そこで、要援護者の避難計画について、どのような内容が盛り込まれていることが必要か、県の考えをお示してください。

また、要援護者避難計画と再稼働との関係について、県の考えをお示してください。

続いて、現在の策定状況について、まず、三十キロメートル圏内の九市町の要援護者避難計画の策定状況を示してください。

また、要援護者の定義。誰が、どうやって、どこに避難させることを想定した計画なのか。

また、策定に当たって、九市町に対し、県としてどのような支援・助言を行っているか。

また、現在の策定状況に対する県の評価を示してください。

さて、一たび事故が発生した場合、一刻も早く鎮静化させるために数千人もの作業員の方々が作業に当たることとなります。福島第一原発事故の場合、二十キロメートル圏の境目にあるJヴィレッジ、約百三十億円をかけて建設されたこの施設は、グラウンド十一面に大きな宿泊研修施設を兼ね備え、サッカー日本代表の合宿施設としても活用されていたことで知られていますが、ここが作業員の方々を派遣するための前線基地として活用されました。

その際には、作業員が車でやってきてバスに乗りかえるための広大な駐車場、そして作業前後で被曝量を計測するホールボディカウンタ、防護服などの資材置き場、防護服への着がえラインなどが設置され、前線基地としての機能を果たしました。このように、事故が発生した場合に一刻も早く鎮静化させるための前線基地を想定しておく必要があります。

そこで質問します。

事故発生時の県、九電の前線基地としてどのような機能、規模が必要と考えるか。

また、現状の前線基地としてはどこを想定しているか。そして、現状想定している前線基地は迅速な対応に必要な機能を満たしていると考えるか、それぞれお答えください。

福島第一原発事故は、福島県の農林水産業に大きな被害を及ぼしました。震災の前後で生産額を比較すると、農業は、震災前の二〇一〇年度は二千三百三十億円に対し、震災後の二〇一一年度は千八百五十一億円と二〇%の減、林業は、百二十五億円が八十七億円となり三〇%の減、漁業は、百八十二億円が八十七億円となり五〇%の減と、軒並み大幅減となっています。これらの被害は、農林水産業の方々にとって生活の糧を奪われる深刻な事態であり、迅速な全額補償が必要なことは言うまでもありません。

福島県の場合、東京電力が農林水産業被害の補償を行っており、その額はこれまでの三年間で千七百五十億円、年平均で五百八十億円となっています。もしも同規模の事故が川内原発で発生した場合の被害額を考えると、本県の農業生産額はおおむね福島県の二倍であることから、九州電力に求めるべき被害補償は福島県の約二倍、年千二百億円程度が予想されます。一方で、九州電力の経営状況を見てみると、震災前の水準で、税引前当期純利益が約五百億円となっております。予想される被害補償額の半分以上であります。

そこで質問します。

事故発生時の農林水産業被害について、どの程度の被害が出ることを県としては想定しているのか。そして、補償の必要性について県はどう考えるか。

また、迅速に全額補償する旨の確約を九州電力、九州電力が無理と言うならば、国が行う必要があると考えますが、県として求める考えはあるか。以上、お答えください。

□ 答弁（危機管理局長）

要援護者避難計画についてであります。

在宅の要援護者や病院等の入院患者、学校の生徒等の避難計画については、地域防災計画において、関係市町や各施設の管理者が作成することとされております。また、県は、原子力災害に係る避難計画作成例や学校における危機管理の手引を示すなどの支援を行っております。

災害時の避難に支援が必要な在宅の高齢者や障害者などについては、避難支援者を確保し、避難場所等を定めた避難支援計画をP A Z内についてはほぼ終了し、U P Z内については順次、作成を進めることとしております。

医療機関等の避難計画については、P A Z内は既に作成済みであり、十キロメートル圏内についても夏ごろまでに作成していただくこととしており、それ以遠の地域の対応については、当面、国の動き等を見ながら、今後、検討することとしております。

公立学校等の避難計画については、P A Z内では既に作成済みであり、U P Z内についても六月末をめどに作成するよう依頼しており、作成が進んでいるところであります。

事故発生時の前線基地の整備についてであります。

九州電力は、原子力災害が発生した場合に、事故収束活動を発電所外から支援する原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を、薩摩川内市百次など六カ所を選定しております。災害対策支援拠点に求められる機能は、事故時の補給物資の中継拠点、発電所作業員の入退域管理や被曝管理及び放射線管理教育の実施などであり、九州電力では、重大な事故発生後、直ちに災害対策支援拠点を立ち上げられるように、事故収束活動を支援する体制の確立や資機材の配備に努めていると聞いております。

□ 答弁（農政部長）

事故発生時の農林水産業被害及び損害賠償等についてでございます。

農林水産業への被害は、福島第一原発事故の例によりますと、営農の中断、米の作付制限、農林水産物の出荷制限、風評被害による価格等の下落や取引中止など多岐にわたっております。

福島第一原発事故による農林水産業被害に対しては、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、東京電力から損害賠償がなされていると聞いております。また、賠償措置額を超える損害が発生したことから、この法律に基づき、国が東京電力に対して損害賠償の援助を行っているという聞いております。

■ 質問（しもづる）

自席から、三点再質問いたします。

一点目は、要援護者避難計画について、二点であります。

まず一つは、再稼働との関係についてどのように考えるか、答弁いただきたいというのが一点。

そしてもう一点は、これまでの代表質問等につきまして伊藤知事は、U P Z圏内において、十キロメートル以遠については当面、屋内退避を行い、また、避難計画については順次、作成していく旨の答弁をされております。一方で、事故発生直後に十キロから三十キロメートル圏内、屋内退避するとしても、それ

以降、避難する必要があるのではないかと考えます。

例えば福島の現状を鑑みれば、二十キロメートル圏内、現在も夜間の宿泊は禁止など、長い時間とどまっていたらそれだけ被曝しますよという前提から、そういうことになっていると思われまますので、一旦は屋内退避するにしても、その方々をずっとそこに置きっぱなしというわけにはいかないと思います。したがって、いずれにしても、どこかの時期で人の避難計画は必要になるのではないかと、それについてのお考えを伺いたいの二点目。

そして三点目は、災害発生時の前線基地について、今、答弁では、「九電からこういう説明があると聞いている」ということでしたが、それに対して、県として必要な機能を満たしていると考えているのか、その評価についてお聞かせください。

□ 答弁（危機管理局長）

まず、一点目でございます。

要援護者避難計画と再稼働の関係でございます。

要援護者避難計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれの作成主体において作成が進められているところでございます。

川内原発の再稼働につきましては、新規制基準適合性についての審査結果、安全性に対する国の説明、薩摩川内市議会、薩摩川内市長及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断することになるものと考えております。

二点目でございます。十キロメートル以遠等の屋内退避後の避難の必要性及びその避難場所の確保と承りました。

まず、病院、施設等に入所・入院されていらっしゃる方につきましては、十キロメートル圏まではことしの夏までに避難計画を作成すると、それ以降については、今後の国の動き等を見ながら検討していくという考えでございますが、まず、病院、施設等につきましては、十キロメートル以遠が避難等が必要な場合というのは、いろいろなケースも想定され、国のお力もおかりしながら、実際は避難することになるのではないかと考えております。

三点目、九州電力の避難支援拠点前線基地に対する評価でございますけれども、これは先ほど答弁いたしましたとおり、九州電力におきましては、六カ所の場所を確保しておりまして、スペース、装備品等につきましても必要なものを想定されていると評価しております。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

改めて再質問いたします。

まず、要援護者、十キロから三十キロメートル圏内の避難計画についてですが、つくる気があるのかどうか今の答弁ではなかなか見えないところがあるので、そこをお聞かせいただきたいのが一点。

そしてもう一点は、再稼働との関係において、総合的にさまざまな要素を勘案する旨の答弁だったかと思いますが、そのままではこの避難計画について総合的に勘案するという要素に入るのか入らないのか、今の答弁ではなかなか漠とした状況であるかと思えます。したがって、総合的に勘案するという中に入っているのかどうか、そこを明言いただきたいと思えます。

□ 答弁（危機管理局長）

十キロメートル以遠の要援護者、病院、施設等に入所・入院されている方の避難計画につきましては、原子力規制委員会の知見などが先般示されておりまして、屋内退避が有効であることなどが示されております。今後、国の動きを踏まえながら、検討してまいります。

それから、再稼働と避難計画の関係につきましての御質問は、先ほど答弁いたしましたとおり、原子力規制委員会の審査結果、それから薩摩川内市議会や薩摩川内市長の御判断、県議会の御判断等を総合的に勘案して判断するものと考えております。

■ 質問（しもづる）

十キロから三十キロメートル圏内、UPZ内の災害時要援護者の避難計画についてですけれども、一旦は屋内退避する、それはそれで新たな知見を生かした対応の仕方だと思いますが、いずれにしても避難しなければならないのは自明であるかと思えます。そのときに風向き等々でどちらに避難するか、それは起こったときにそれぞれの状況があるでしょう。ただし、それぞれのパターンにおいて、例えば、風がこっちに吹いた場合はこっちに逃げる、このときの受け入れ病院を探しておくといったシナリオは用意しておかないと、実際に起こったときに、入院されている方、そして在宅の要援護者の方々は行き先がなくなってしまうことになります。ぜひそこはつくるべきであるということを改めて表明しておきます。

そしてまた最後、再々質問において私は、勘案するのかどうかというイエス・ノーで答えられる質問をしたかと思いますが、それに対して漠としたお答えしかいただけなかったということは非常に残念でありますし、また、そこは明言していただきたいと思う次第です。

それでは、続いて次の質問に入ってまいります。

ことし四月に策定された国のエネルギー基本計画では、原発について、発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となるベースロード電源と位置づけております。一方で、福島第一原発事故からも明らかなおおりに、原発は一度事故が起これば、他の発電方法と比べ甚大な被害をもたらすものであります。したがって、原発再稼働ということは、安い・安定的な電力を使うために、原発立地場所並びに周辺が事故のリスクを負うということでもあります。

我が国全体で原発は十六カ所四十八基、九州電力管内は七県ある中で二カ所六基であります。川内原発は、一号機が一九八四年七月、二号機が一九八五年十一月運転開始で、それぞれ、もうすぐ三十年と二十九年が経過します。言い換えれば、この三十年間、九州の中で川内原発周辺と玄海原発周辺がそのリスクを負うことで、九州一円に安い・安定的な電源を供給してきたと言えます。

さて、同じく国のエネルギー基本計画においては、「原発依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」との記載がありますが、いずれにせよ、国全体で原発への依存度をどうするのかということは、国全体でしっかりと議論し、考えていく必要があります。その議論に当たっては、国民それぞれが、自分の近くに来る可能性があることを前提に、依存度をどうするのか考える必要があります。うちの近くには絶対来ない、自分はリスクを負わないという前提ではフェアな議論は期待できません。

そこで、以下、鹿児島県はいつまで原発とおつき合いですのかという点から質問します。

原発の運転期間については、原子炉規制法の規定により、原則四十年となっております。川内一号機は二〇二四年七月、二号機は二〇二五年十一月に四十年を経過することになります。

さて、今後、原発への依存度を減らしていくという中ですが、恐らく十年後、二〇二四年の時点でも一定程度依存せざるを得ないのではないかと思います。では、そのときにどうなるか。恐らく、「川内原発の運転期間を延長しよう」、「三号機を増設しよう」、そういう議論になってしまうのではないかと危惧しております。そうすると、鹿児島県がいつまで原発とおつき合いですのか、やはりしっかりと期限を切るべきであると考えます。そうでないと、いつまでたっても九州内で本県と佐賀県のみがリスクを負い続けるということになります。

そこで質問します。

私は、四十年経過後は延長すべきでない、再稼働するというのであれば、四十年経過後延長しないという条件をつけるべきと考えますが、県の考えを示してください。

また、三号機増設について、伊藤知事は、在任中は一切の手續を凍結する旨、表明されておりますが、いつの日か次の知事にかわる日が来ます。このままでは、その際に残るのは、かつて鹿児島県知事が三号機増設に同意した。そしてその同意が生きているという事実です。

そこで質問します。

三号機増設の知事同意を撤回すべきと考えますが、理由も含めて、知事のお考えをお聞かせください。

原発のある本県並びに薩摩川内市、そして周辺自治体には電源立地地域対策交付金が交付されております。しかしながら、原発には四十年という運転期間が定められており、いつまでも依存できる財源ではない。そして、あくまで一時的にやってくるお金であり、本来はそのお金を使って、原発並びに原発に関する交付金がなくなった後の将来の産業や稼げる仕事づくりを行っておくべきものであると考えます。

そこで、以下質問いたします。

金額並びに主な使い道についてお答えください。

また、内容を見ると幾つかのメニューがありますが、その中には、国が使い道を縛っているのではなく、県や市町村が比較的自由に決定できるものもあります。県としてどのような使い道がふさわしいと考えるか、お聞かせください。

また、県が使い道を決定できるものについては、薩摩川内市周辺の将来の産業や稼げる仕事づくり、原発がなくてもやっつけられる地域経済づくりのために活用し、市町村が使い道を決定できるものについてもその旨助言を行うべきと考えますが、県の考えをお聞かせください。

最後に、川内原発一、二号機が、国の原子力規制委員会において最優先で新規規制基準適合審査を受けている状況です。それでは、全国十六カ所四十八基ある原発の中で真っ先に川内原発を再稼働するならば、鹿児島県民にとってどのような意味、よいことがあるのでしょうか。もしくはその逆、今回その再稼働を受け入れないならば、鹿児島県民にとってどのような悪いことがあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

□ 答弁（伊藤知事）

三号機増設に対する知事の同意についてのお尋ねであります。

九州電力川内原子力発電所三号機の増設計画に係る重要電源開発地点の同意につきましては、これまで申し上げているとおり、適正な手続を経て行ったものであり、それ自体について見直す考えはありませんが、三期目のマニフェストでも明らかにしているとおり、私の在任中、三号機増設に係る諸般の手続を凍結するという私の考え方は一貫しているところであります。

□ 答弁（危機管理局长）

原発の運転期間延長についてであります。

原子炉等規制法では、発電用原子炉を運転できる期間は運転開始から四十年とされ、その満了までに認可を受けた場合には、二十年を限度として、一回に限り延長することが認められております。

運転期間を延長しようとする事業者は、設備の劣化状況及び延長期間における技術的な評価等を行い、原子力規制委員会に認可申請を行うこととなっており、運転の延長につきましては、原子力規制委員会で認可基準への適合性を判断することとなっております。

□ 答弁（企画部長）

電源交付金等の金額及び用途についてでございます。

昭和五十一年度から平成二十五年度までの三十八年間に薩摩川内市に交付された電源立地地域対策交付金等は、総額で約四百三十四億円となっております。このうち、電気料金の実質的な割引措置を行うため、一般家庭や企業へ直接給付される給付金等は、約百五十一億円となっております。

また、平成二十五年度は約十九億円が交付されておまして、その主な内訳は、原子力発電施設等周辺地域交付金約七億三千万円、電力移出県等交付金約一億七千万円、長期発展対策交付金約八億五千万円などとなっております。

なお、薩摩川内市におきましては、これまで電力移出県等交付金等を活用して、高城農工団地でありますとか、産業振興センター等の公共用施設の整備、各種のイベント等の地域活性化のための事業などを実施しているところでございます。

一方、県が平成二十五年度に交付を受けた電力移出県等交付金は約二億九千万円でございます。実施箇所が薩摩川内市域内として特定できる主な事業といたしましては、県道川内串木野線道路改良整備事業六千万円、川内臨港道路整備事業約四千万円などとなっているところでございます。

次に、電源交付金の用途に関する考え方についてでございます。

電源立地地域対策交付金につきましては、同交付金交付規則におきまして、道路などの公共用施設の整備はもとより、就職支援や特産品の開発支援、地場産業支援や地域の産業関連技術の振興など、地域活性化や産業振興を目的とした幅広い事業への充当が認められているところでございます。また、その具体的な用途につきましては、関係地方公共団体の自主的な判断に委ねられているところでございます。

県といたしましては、今後とも、同交付金の趣旨に沿った活用が図られますよう、必要な助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、全国に先駆けて再稼働する意味についてでございます。

九州電力川内原子力発電所一、二号機につきましては、原子力規制委員会におきまして、新規制基準に基づき、昨年七月から審査が行われておりますが、本年三月十三日に開催された定例会合で、基準地震動は確定したとして、先行して申請書の補正と審査書案の作成準備に入ることが決定されたところでございます。このことは、あくまでも原子力規制委員会の判断によるものでございまして、同委員会の審査の過程において、そのような取り扱いがなされることになったものと認識いたしております。

県といたしましては、今後とも、同委員会の審査を見守りつつ、それに従って対応していくことになるものと考えております。

■ 質問（しもづる）

自席から二点質問いたします。

一点目は、三号機増設に係る知事同意についてであります。

伊藤知事、今、御答弁されましたように、知事の在任中においては一切の手續を凍結するということは、これまでこの本会議でも変わらずおっしゃっていることであります。しかしながら、やはり先ほど申し上げましたとおり、知事の在任中はいいですけれども、いつか次の知事にかわるときがやってきます。そのときに残るのが、やはり知事答弁が残っているという事実。そうしますと、将来そのときに県民の皆様から選ばれた知事、そして県議会、県議会議員が、三号機増設というマターが出てきた場合にどうするのか判断されるでしょうけれども、そこで、いい、悪い、綱引きをやるときに、綱引きというものは真ん中からやらなきゃいけないものが、増設寄りからスタートしてしまう、つまりゼロベースの議論ができなくなることを私は危惧しております。

その中で、以前、知事がこれに対して、重要電源開発地点の指定に関して同意されたときの原発をめぐる状況と、もちろんこれは三・一一の前ですから、そしてその後の状況では、やはり社会全体の状況が変わった、いわば事情変更があったのではないかと考えております。その事情変更をもって、一旦撤回するというわけにはいかないのかどうか、お考えを伺いたいというのが一点。

そしてもう一点は、四十年の運転期間について、先ほどの御答弁では手續面について御説明されましたが、私が伺いたいのは、四十年で切ると、政令に定めた二十年以内の延長というのは行わないという条件を鹿児島県として付すべきであると考えておりますが、それに対する考えをお聞かせください。

□ 答弁（伊藤知事）

三号機増設についてのお尋ねであります。

先ほど申し上げましたように、私は、適正な手續を経て行ったもの、その都度厳粛な態度で一つ一つを判断して行ったものについて、撤回するつもりは全くありません。

□ 答弁（危機管理局長）

原子力発電所の運転期間の延長につきましては、原子力規制委員会において、所定の基準に基づきまして判断を行うこととされております。

■ 質問（しもづる）

再度、四十年の期間について伺いますが、そうしましたら、県としては条件を付す考えはないという答弁と捉えてよろしいのでしょうか。

□ 答弁（危機管理局長）

原子力規制委員会において、運転期間の延長について判断するという法律上の仕組みになっているということでございます。

2. 外郭団体への補助金・随意契約等について（含：指宿スカイラインの今後）

■ 質問（しもづる）

続いて、質問を続けてまいります。

県は、みずから直接事業を行うだけでなく、外郭団体に委託して事業を行う場合があります。また、その中で、外郭団体に対して無利子や低利子を含めた貸し付け、そして外郭団体の借金について利子補助や損失補償を行っている場合もあり、外郭団体への援助状況、経営状況をしっかりと把握する必要があります。

そこで、まず、外郭団体が借金を返せなくなった場合、県民に幾ら負担が発生するのか把握するため、県が貸し付け、損失補償を行っている外郭団体並びに内容をお答えください。

ちゃんと経営がうまくいって、借金が返せなくなって県民に負担をかけるということがないにせよ、ふだんから実質的に県民の税金を投入している場合もあります。県は、県債、借金してお金を調達しておりますから、それを無利子で外郭団体に貸した場合、調達金利分は県民の税金を投入することになります。

そこで、県が無利子並びに低利子貸し付けや利子補給を行っている外郭団体について、内容も含めてお答えください。

外郭団体に貸し付けや損失補償を行っている場合、累積赤字になっている場合などはお金が返ってこない、もしくは肩がわりしなければならない危険性が高く、早期の経営健全化が必要であります。

そこで、県が貸し付け、損失補償を行っている外郭団体の財務状況についてお答えください。

また、てこ入れするためには、県が経営権を握っていなければ口出しできませんので、それらを行っている外郭団体にガバナンスがきいているか、お答えください。

私は、損失補償というものがあることで、どうせ倒産しても県が返すから大丈夫ということで、いわば会社の実力以上の借金ができてしまうことから、今後は厳に慎むべきであると考えております。

そこで、今後の損失補償に対する県の考え方をお答えください。

さて、これまでも取り上げてまいりましたが、県から外郭団体に対して随意契約や指定管理制度における特定、すなわち、民間と競争することなく県から事業を委託されている場合が多々あります。改めて

議論したいと思います。

まず、地域振興公社への随意契約や特定での指定管理について、その内容と理由、見直しを行っていただければ検討内容をお答えください。

住宅供給公社についても、同様にお答えください。

また、外郭団体の中には、県から委託された事業を他の団体等に随意契約で再委託しているものもあります。

そこで、外郭団体で他外郭団体に随意契約で再委託しているものについてお答えください。

以上、見てきたように、正直に言って、なぜ民間と公平に競争させないんだらうと理解に苦しむ事例がたくさんあります。

そこで、なぜこのように優遇するのか、県としての考え方を示してください。

さて、これまで取り上げてきたこれらの問題は、私が県議会議員としてお送りいただき、県民の皆様の税金の使い道をしっかりとチェックする仕事の中で一つ一つ見つけてきたことですが、本来であれば、最初から県民の皆様に対してわかりやすい形で情報公開がされているべきであると考えます。

昨年十二月議会の一般質問での私の提案に対し、総務部長は、「決算書への記載事項の盛り込みについて検討する」と答弁されましたが、現在、昨年度の決算書を作成されている時期だと思えます。

そこで伺います。

県職員の再就職状況、県からの受託事業の状況、それらの契約形態、そして無利子・低利子貸し付けの場合の調達コスト、すなわち実質的な援助額を外郭団体決算書に記載すべきと考えますが、この提案に対する県の考えをお聞かせください。

指宿スカイラインを管理している県道路公社は、年間約二十二億円の通行料収入があるところ、うち約十四億円でつくったときの借金を返し、残りの約八億円が維持管理費用・一般管理費用となっております。平成二十九年度には建設費の償還が終わる見込みであることから、平成二十九年六月以降の道路公社のあり方、通行料金のあり方を議論する必要があります。

先般の代表質問では、維持管理や改修に必要な費用を徴収することを検討している旨の答弁でした。私は、県民の皆様により具体的な形で道路公社のあり方の選択肢を提示し、我々県議会も広く県民の皆様の声を聞き、それを踏まえて決定していくべきだと考えます。

その中で、やはり最大の関心事であるのは、道路公社のあり方の一つ、料金設定ではないかと思えます。そこで、考えられる選択肢としては、一つは無料化。この場合、約八億円の維持管理費は県の一般財源からの投入になります。二番目は、維持管理費相当分だけ徴収。現在の水準に照らせば、例えば、普通車は現在の三百二十円が約百二十円に、軽自動車は現在の二百円が約七十円になる計算です。三つ目は、現在の料金水準は維持しつつ、今まで償還に回していた約十四億円で山田のフルインター化やE T C設置などといった改修を行う選択肢が考えられます。

私は、広く県民の皆様の声を聞くためには、なるべく早く、具体的な選択肢という形でお示しすべきだと考えています。

そこで伺います。

道路公社の平成二十九年六月以降のあり方について、現状考えている選択肢、並びにそれらを具体的にどの時期に県民の皆様にお示しするのか、お答えください。

続いて、住宅供給公社について伺います。

住宅供給公社は、住宅需要予測の甘さなどから経営危機に陥り、平成十八年には約百十五億円の無利子貸し付け並びに約七十四億円の損失補償を行うとともに、経営健全化計画を策定して取り組んできましたが、目標としていた平成二十一年度の経常収支黒字化は達成できず、平成二十九年度の債務超過解消も厳しい状況で、平成三十八年度までの全分譲資産売却完了という目標も、果たして現状の計画で大丈夫なのかと危ぶんでおります。

なお、経営状況ですが、毎年約二億円ずつ累積損失が膨らんできており、平成二十四年度末で約二十二億円の累積損失が発生しています。このまま平成十八年の計画をそのまま踏襲しているのでは、累積損失が膨らむ一方であると考えます。

同計画の中には、計画目標と実施状況に乖離が生じた場合には、計画目標の達成に向けて一層努力するとともに、必要に応じて見直しを行うものとするという一文があり、そろそろ見直しをしなければならない時期に来ていると思います。

そこで伺います。

住宅供給公社の今後のあり方並びに経営再建についてどのように考えているか、そして経営健全化計画の見直しについてどのように考えているか、お答えください。

□ 答弁（総務部長）

外郭団体の財務状況等についてでございます。

本県の公社等外郭団体の平成二十四年度の決算ベースで申し上げますと、無利子貸付残高が大きい団体といたしましては、億円単位で申し上げますと、森林整備公社が百九十四億円、育英財団が百五十八億円、産業支援センターが百二十億円となっております。

また、県のみによる損失補償に関しましては、森林整備公社が九十二億円、住宅供給公社が三十八億円となっております。

低利貸し付けについては該当がございませんで、利子補助については、森林整備公社に対し六千万円余りの補助を行ったところであります。

貸し付けまたは損失補償の設定を行っている団体の財政状況という御質問でございましたが、そのうち累積損失ということで申し上げますと、奄美群島振興開発基金と住宅供給公社で累積損失が生じておりまして、その額については、それぞれ五十七億円、二十二億円となっております。

次に、外郭団体のガバナンスについてでございます。

貸し付けまたは損失補償の設定を行っている団体を含めまして、本県の公社等外郭団体に対しましては、当該団体の業務が着実に推進されますよう、事業実施に当たりまして必要な助言・指導などを行いますとともに、財務状況についても客観的に点検し、効果的な経営が図られるよう努めております。

また、県が貸し付けなどを行おうとする場合には、関連する予算案の審議を通じて、議会のチェックを受けることになっております。

さらに、地方自治法などの規定に基づいて、出資法人等については、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しておりますほか、監査委員や包括外部監査人によりまして、当該団体の出納その他の事務の執行状況や内部管理体制、経営管理状況等について監査が行われ、その結果が公表されるなどしております。

このような仕組みを通じまして、公社等外郭団体に対する適切な指導・監督が行われているものと考えております。

今後の損失補償についての考え方でございます。

損失補償つき債務につきましては、県の債務ではないものの、将来の財政負担につながることもあり得ることから、損失補償の設定は必要最小限の範囲にとどめるよう留意する必要があると考えております。

そのため、県と共同し、または県の事務事業を補完する公共性の高い事業を行っている公社等外郭団体が、事業の推進に必要な資金を有利な条件で民間から調達するに当たって、損失補償の設定が必要となります場合は、当該事業の必要性やその規模などを十分審査・検討した上で、必要な債務負担行為の議案を県議会に提出し、議決いただいているところでございます。

外郭団体の決算書について、幾つか御質問がございました。

議会に提出する出資法人等の決算書につきましては、各法人の経営状況を的確に把握できるものとして、貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告などを記載した決算に関する書類などを提出しているところでありまして、これらにより、各法人の経営状況を的確に把握できているものと考えております。

さきの議会で御指摘のありました点につきましては、どう取り扱うかについて他県における状況などを調査するなど、現在、検討を行っているところでございます。

また、ただいま御質問のあった県からの貸付金、損失補償つき債務、各種補助金につきましては、財政状況資料集という資料におきまして、毎年度公表しているところでございます。

□ 答弁（農政部長）

地域振興公社への随意契約についてでございます。

平成二十五年度に地域振興公社と随意契約している件数と金額は、指定管理者を含め八件、約五億三千九百万円であります。このうち農政部では、フラワーパークの維持管理等に関する業務について、地域振興公社を指定管理者として選定しております。

フラワーパークは、一般の都市公園と異なり、希少植物や多種多様な植物を栽培しており、専門的な知識、技術、経験に基づく管理が必要であること、新品種の植栽展示、有望品種等の生産者への譲渡など、花卉の生産振興の面から、県の施策と関連した密接な役割を果たす必要があることなどから、公募によらず選定しているところであります。

□ 答弁（土木部長）

地域振興公社への随意契約、土木部関係でございます。

県立都市公園のうち吹上浜海浜公園及び北薩広域公園は、県内最大級の公園で、プール等の多様な施設を有し、その管理には専門的知識、経験を要することや、公園内の他の地方公共団体の施設との連携等が必要なことから、これまで公募によらず地域振興公社を指定管理者としております。

道路の植栽管理のうち、主要観光地へのアクセス道路となる国道二百二十六号など十一の路線の一部区間は、特に良好な景観確保の観点から、専門的資格や知識、経験がある職員を有し、交通量の多い箇所での効率的な剪定作業に必要な特殊車両を保有する同公社と契約しております。

マリンポートかごしまの緑地や岸壁、待合所等の管理は、緑地工事の進捗に応じた施工者との協議等や大型観光船が寄港した際の安全確保などが必要であることから、大規模な都市公園等の管理実績のある同公社と契約しております。

住宅供給公社への随意契約についてでございます。

住宅供給公社へは、鴨池ニュータウン駐車場及び公社ビル駐車場を随意契約により貸し付けを行っております。これらの駐車場は、住宅供給公社が建設した団地やビル居住者などの駐車場不足に対応するため、公社に貸し付けております。

公社の当該駐車場の今年度の収入見込みは、年間約一億三千七百万円であり、これから必要経費を差し引いた四千百五十万円を貸付料としております。

なお、この必要経費につきましては、平成二十四年度以降、人件費などについて、できるだけ実態に即したものになるよう見直したところであります。

指宿有料道路の今後のあり方でございます。

指宿有料道路につきましては、本路線の改修や将来の維持管理等に一定の財源が必要となることから、有料道路事業の料金徴収期間を延伸し、改修等の費用を確保することを検討しているところであります。

今後、道路公社とも連携を図りながら、工事内容や事業収支などの検討を行い、事業計画案がまとまった時点で、その内容を県議会にお示ししたいと考えております。

住宅供給公社の今後のあり方についてでございます。

住宅供給公社は、経営の健全化に向けた中長期的な取り組み方針として、平成十八年三月に経営健全化計画を定めており、県と公社が一体となって、分譲事業や賃貸事業を積極的に推進するとともに、人件費などの固定経費の縮減に取り組んでおります。

公社の経営に当たっては、その時々々の社会経済情勢、特に不動産市況の動向を踏まえ、毎年の事業計画において、住宅メーカーと連携した住宅フェアの開催などさまざまな方策を講じているところであり、今後とも、県と公社が一体となり、実効性のある事業計画の作成に努めたいと考えております。

□ 答弁（県民生活局長）

外郭団体間の再委託についてであります。

公益財団法人鹿児島県文化振興財団が指定管理者となっている施設のうち、霧島アートの森及び上野原縄文の森においては、園地管理について公益財団法人鹿児島県地域振興公社に委託しております。

両施設においては、屋外に芸術作品等を展示しており、これらと植栽等が一体となった空間の園地管理を行う必要があることなどから、これまで随意契約を交わしてきたところであります。

今後につきましては、こうした両施設の園地管理の特性に加えて、効率的な事務の執行という観点も踏まえ、財団において検討されるべき課題であると認識しております。

□ 答弁（会計管理者）

外郭団体との随意契約に対する考え方についてでございます。

県が随意契約を締結するに当たりましては、各部局等におきまして、外郭団体を含め、地方自治法等に基づき、業務ごとにその目的や内容、受託者としての履行能力等を総合的に勘案し、制度の運用及び執行が図られているものと考えております。

3. 県有地やインフラの有効活用について

■ 質問（しもづる）

随意契約や外郭団体間の随契による再委託については、平成二十一年並びに二十五年の包括外部監査報告書の中でも指摘があります。ぜひ今後ともしっかりと検討していただければと思います。

質問を続けます。

県有地の活用についてであります。

質問いたします。

売却、貸し付け可能な未利用県有地の件数、面積をお答えください。

そして、現在、未利用県有地の売却、貸し付けに向けた県の姿勢、取り組み並びに情報提供をどのように行っているのか、お答えください。

また、それらを進めていく上で、例えばインターネット上で地図上に未利用県有地の情報を表示する、いわゆる G I S—地理情報システム— を活用し、広く未利用県有地の情報を開示すべきと考えますが、考えをお聞かせください。

また、インフラの維持・補修について、補修すべき箇所が一番わかっているのは、やはり実際に使っている方、住んでいる方だと思います。

そこで、例えば、同じくG I Sを活用し、県民の方々が気づいた要補修箇所などについて、例えばスマホやタブレット、パソコンを使って投稿する仕組みを提案いたしますが、この提案に関する県の考えをお聞かせください。

空き家対策は全国的に課題となっておりますが、一方で、県は県営住宅の整備を行っております。そこで提案したいのが、今後の県営住宅の整備に当たっては、新規に建設するだけでなく、既存の民間住宅の活用を図ってはどうかということです。この提案に対する県の考えをお聞かせください。

□ 答弁（総務部長）

県有未利用財産の有効活用についてでございます。

未利用の県有地のうち、現時点で売却に向け募集の準備が整っている未利用地は二十八件で、合計面積は約四万三千平方メートルでございます。

未利用地の売却等につきましては、庁内における十分な連携を図りながら取り組んでいるところでありまして、これまで、売却手法の多様化を図りますとともに、宅地建物取引業者や不動産鑑定士の方々などの民間ノウハウを活用した取り組みの推進でありますとか、さまざまな媒体を利用した広告及び経済団体等への情報提供など、広報・宣伝に努めているところであります。

売却予定の県有地の場所についてわかりやすく周知する手法については、その費用対効果などを勘案

しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

□ 答弁（土木部長）

スマートフォン等を活用した住民意見の集約についてでございます。

スマートフォン等を活用した取り組みは、例えば、道路の異常がある場合や、その状況が容易に把握でき、効率的な維持管理の取り組みとして一定の効果が見込めるものと考えておりますが、システムの開発・運営や他の道路管理者との連携、県民と協働できる仕組みづくりなどに課題があると考えております。

現在、県では、定期パトロールのほか、電話やメールを利用した住民からの通報により、道路の異常などの把握に努めております。また、地域住民等が行うボランティア活動への支援を通じて、地域と一体となった清掃、美化活動にも取り組んでいるところでございます。

次に、県営住宅としての民間住宅の活用でございます。

民間住宅を活用した借り上げ公営住宅は、直接建設する場合に比べ初期投資が少ないことや、地域の実情に応じた機動的な公営住宅供給が可能であります。

一方、長期的には、直接建設する場合に比べコストが高くなることや、小規模で分散しやすく管理が難しいこと、特に民間の空き家を活用する場合には、公営住宅の整備基準に適合しないなどの課題があることを踏まえて検証していく必要があると考えております。

4. Jリーグホームスタジアム整備について

■ 質問（しもづる）

今年度からサッカーJFLに昇格した鹿児島ユナイテッドFCは、昇格初年度から快進撃を続けており、先日終了した前半戦では、首位と勝ち点で並ぶ二位という好成績をおさめました。観客動員も非常に好調で、開幕戦の三千五百四十二人を初め、ホーム六戦平均二千二百五十六人は、JFLの中では断トツ、一つ上のリーグJ3の平均二千五十人と比べても大きく上回るなど、すばらしい数字を残しております。

そこで、数点伺います。

一点目、現在のスタジアム・試合会場について、プロの有料試合を開催する会場として県としてどのように評価しているか、お答えください。

さて、今後、鹿児島ユナイテッドFCがJリーグ入り、まずはJ3ですが、目指していく上で、チーム成績に加え、リーグの要件に合致したスタジアムも必要となってまいります。この点で、以前、検査を受けたときに、百八十二項目中三十四項目、鴨池陸上競技場は適合しないことがわかっております。

そこで伺いますが、この基準適合審査結果をどのように捉えているか、お答えください。

また、ホームスタジアム整備の必要性・方向性、特に、J3入りに向けた基準対応についてどのように考えているか、お答えください。

さて、アマチュアのやるほうのスポーツとして、フットサルというミニサッカーが近年、人気を博しております。競技人口も年々ふえており、全国で三百七十万人、人口の三十五分の一にも上るとい調査結

果が出ております。一方で、県内におけるコート確保は非常に難しい状況であると聞いております。

そこで質問します。

県内における屋外フットサルコートの整備状況と競技人口についてお答えください。

また、マリンポート緑地など県有の公園・緑地への整備を考えるべきと思いますが、県の考えをお答えください。

谷山緑地—グリーンベルト—は、産業道路沿いに延びる緑地帯で、地元の方々の憩いの場として長年親しまれております。ここを健康づくりを行う場として整備することを提案いたしますが、県の考えをお聞かせください。

□ 答弁（教育長）

サッカーに関連して、現在のスタジアム・試合会場に対する評価についてでございます。

鴨池陸上競技場は、「Jリーグの試合会場としては国内でも最高レベルの芝管理がなされている」とのコメントをいただくなど、一定の評価をいただいております。

また、ホームスタジアムとしては、Jリーグが平成二十四年に検査した結果では、百八十二項目中三十四項目について対応が必要と評価されたところ です。

県立サッカー・ラグビー場は、県民が気軽に利用できる球技場として、また、各種九州大会や県大会が開催できる施設として整備したものであり、Jリーグ試合会場としては基準に合致しないものと考えております。

スタジアムの審査結果と整備の方向性についてでございます。

平成二十四年に行われました鴨池陸上競技場のスタジアム基準適合の検査結果につきましては、大型映像装置や、できるだけ多くの観客席を覆う屋根の設置などが必要と指摘されたところであり、J1、J2のホームスタジアムとしての基準は満たしていない状況であります。

なお、Jリーグは、毎年スタジアム検査要項を改正しており、今後、さらに対応が必要な事項が想定されますことから、必須である項目についての対応の可否を詳細に検討することが必要と考えております。

J3入りに向けた基準への対応についてでございます。

Jリーグが平成二十六年に策定いたしましたJ3スタジアム検査要項に照らし合わせますと、鴨池陸上競技場は、夜間試合に備えた照明の照度の改善や備品整備等が必要でありますものの、おおむね基準を満たすものと考えております。

フットサルコートの整備についてでございます。

現在、県内に専用のフットサルコートを整備しているところはありません。競技人口につきましては、県フットサル連盟によりますと、平成二十四年度の登録チームが百三十三団体、登録者が千六百九十七人となっております。

□ 答弁（土木部長）

フットサルコートの整備についてでございます。

マリンポートかごしまは、大型観光船埠頭を整備するとともに、県民や観光客が憩い、海と触れ合える緑地空間等として整備を進めているものであり、他の利用者に危害を加えるおそれのある球技等については、原則として禁止しております。一方、県設置の総合公園等では、運動広場や多目的広場などフット

サルにも利用できる施設を整備しており、これらを利用していただきたいと考えております。

フットサル専用コートの整備は、施設の設置目的や利用者ニーズを含めた設置の必要性、整備及び維持管理費用等の観点から、さまざまな課題があるものと考えております。

谷山緑地の整備・活用についてでございます。

谷山緑地は、埋め立てを行った木材工業団地及び産業道路と背後の住宅地との緩衝緑地として設置されており、南国をイメージしたヤシ類等が植栽され、地域の休息等の場として利用されております。

当緑地は、地元の要望も踏まえ、平成二十一年度から園路のカラー舗装化や防犯灯の増設を行っており、今後とも、地域の方々の散策やジョギング等に活用していただきたいと考えております。

5. 国家戦略特区・鹿児島空港の戦略的活用について

■ 質問（しもづる）

最後に、私の持論であります鹿児島に稼げる仕事をつくる観点から二点質問いたします。

政府は、国家戦略特区について、昨年八月から九月の一カ月間、全国各地の自治体、民間事業者等に公募を行い、ことし五月に新潟市や福岡市、沖縄県など六カ所が指定されました。今回の公募では、九州内でも、採用された沖縄県を初め、福岡、長崎、大分、熊本、宮崎と各県が応募しております。鹿児島県単独での応募そのものがなかったことを残念に思っております。

そこで質問します。

今回の国家戦略特区について、県としての応募状況、そして応募に向けた検討状況についてお答えください。

また、今後の各種提案公募制度に対する県としての姿勢、取り組みについてお示しください。

鹿児島空港は、年間の乗降客数が五百万人を超え、全国八十を超える空港の中でも九位であり、本県の大きな財産とも言える存在です。一方で、鹿児島空港は空港自体は国管理空港であり、施設面の充実については、国に県としての要望を伝えていく必要があります。

そこで質問します。

鹿児島空港の今後の戦略的活用について、県としてどのように考えているか。そして、実現に向けて国に対してどのような要望を行っているか、お答えください。

さて、直近の課題としては、路線維持、すなわち搭乗率の維持向上であります。現在、国際線は四路線が就航していますが、いまだデイリー運航に至る状況ではなく、その結果、「乗る日が合わないから」という理由で福岡経由で行っている方々の話を聞きます。

そこで、台湾線であれば、鹿児島が週四便、隣の宮崎が週三便、両方合わせればデイリー運航ということになります。そこで、行きは鹿児島発、帰りは鹿児島着に合わないのが宮崎着といった使い方ができれば、福岡に貴重なお客さんをとられずに済むと思うのです。

そこで質問します。

隣県と連携した旅行商品造成についてお答えください。

また、鹿児島、宮崎両県ともに運賃助成制度を設けておりますが、その手続を、二度手続をせずに、どちらか片方で手続をすれば済むワンストップ化を行うべきと考えますが、県の考えをお聞かせください。

□ 答弁（企画部長）

まず、特区制度の活用についてでございます。

国家戦略特区につきましては、国の募集に対し、本県でもさまざまな検討を行うとともに、関係地方自治体等と協議を行って、海洋再生エネルギー産業国家戦略特区を共同提案いたしました。

このほか、昨年二月に総合特区制度において、九州七県で共同提案していた九州アジア観光アイランド総合特区が選定されたことを受けまして、特区ガイドの養成に取り組んでおりまして、本県においては新たに二十一名が特区ガイドとして登録されたところでございます。

また、本年五月には、本県と清華大学との包括協定を核とした取り組みが、国の地域産業の成長を図るための地域活性化モデルケースに採択され、今後、経済団体等との連携を図りながら、包括協定を踏まえた各般の施策等の充実に努め、地域産業の活性化に取り組むことといたしております。

次に、鹿児島空港の活用と国への要望状況についてでございます。

県といたしましては、これまで、国際定期路線の維持・拡充や運賃軽減を通じた離島路線の活性化等に取り組みますとともに、入国審査場の拡張や運用時間の延長等について、国へ要望を行っているところでございます。

今後とも、このような取り組みを推進し、鹿児島空港の拠点空港としての機能を高めてまいることといたしております。

次に、隣県と連携した旅行商品の造成についてでございます。

国際定期路線相互の需要喚起のための隣県との連携につきましては、宮崎—台北線に係る取り組みが中心になるものと考えておりますが、このうちインバウンド対策におきましては、台湾の旅行会社を対象としたセールス活動等に宮崎県と連携して取り組んでいるところでございます。また、アウトバウンド対策においては、団体ツアー助成事業等において、県外居住の鹿児島路線利用者についても同様の助成を行っているところでございます。

県としては、引き続き宮崎県と連携しながら、さまざまな取り組みを推進してまいります。

次に、運賃助成のワンストップサービス化についてでございます。

宮崎県においても、本県と同様、宮崎空港を発着する国際定期路線の利用者に対し助成を行っていると聞いておりますが、両県の制度は、申請方法等さまざまな点において取り扱いを異にいたしておりますことから、お尋ねのワンストップサービスについては、まずは両県において、双方の制度について情報と課題の共有ができればよう連携を深めてまいることといたしたいと思っております。

■ 質問（しもづる）

以上、県政の課題について、るる質問してまいりました。

川内原発再稼働については、全国から注目される課題でもありますし、また、県民の皆様の関心も非常

に高い事項であろうかと思えます。実際に判断するのは九月議会ないしはそれ以降の臨時会もしくは十二月議会等々になろうかと思えますが、その際に重要なことは、県民の皆様にしつかりと情報を開示していく、そして県の姿勢というのもし示していくということであろうかと思えます。

我々県議会議員、県民の皆様を選んでいただいた立場として、最終的に責任を持った判断をやっているわけですが、それはひとりよがりの判断をしていいわけではなく、県民の皆様の意見を、声をしっかりと踏まえた上で判断する必要があると思えます。

そして、県民の皆様がそれぞれの課題について御自分の意見を表明、そして持っていくためには、やはり情報がなくては考えようがありません。そのためにしっかりと、これはほかの政策課題にも共通することではありますが、しっかりと情報を、そして県の姿勢を発信し、伝えていく必要があるかと思えます。

Jリーグホームスタジアムについては、J3基準への対応について非常に前向きな御答弁をいただいたかと思えます。現在、初年度から首位と勝ち点差同じく二位に入るなど、非常に盛り上がっている状況です。ぜひこの火を絶やすことなく、J3入りに向けたバックアップを行っていただきたいと思えます。

最後に、空港の活用について、よく注目されるのが豪華客船ですが、空港は五百万人を超える搭乗客ということで、非常に大きな財産であります。県としてもしっかりとした戦略を見定め、空港の活用を考えていく必要があるということをおし添えて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)